明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（内閣府三六）　一
〔規　則〕
○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（国家公安委八）　九
〔告　示〕
○令和元年総務省告示第九十四号の一部を訂正する件（総務二〇八）　二〇
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二〇九）　二一
○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件（同二一〇）　二一
○政党助成法第二十七条第二項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があったので公表する件（同二一一）　二一
○特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を公表する件（同二一二）　二一
〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　二二
〔公　告〕
諸事項
官庁　製造たばこ小売定価関係　二七
裁判所　破産、免責、再生関係　二八
地方公共団体　行旅死亡人、公示送達関係　四七
会社その他　会社決算公告　四八

府令

○内閣府令第三十六号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

令和元年十月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三